

## 「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画有識者会議」規約

### (名 称)

第1条 本会議は、「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画有識者会議」（以下「有識者会議」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 有識者会議は、「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画」を策定するにあたって、広域地方計画と調和を図りつつ、「各地方を取り巻く社会経済情勢等を踏まえた即地性の高い計画となるよう検討を行う」ため、中国地方の特性を踏まえ、専門的な見地から今後の中国地方における社会資本整備の方向性・あり方について、意見・提言を述べることを目的とする。

### (有識者会議の委員及び組織)

- 第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、中国地方整備局長が委嘱する。
- 2 有識者会議は別紙に掲げる委員をもって構成する。
  - 3 地域の実情を適切に反映した有識者会議運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。
  - 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 委員は、非常勤とする。
  - 7 有識者会議に座長を置き、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
  - 8 座長は、会務を総理する。

### (有識者会議の運営)

- 第4条 有識者会議は、座長が召集する。
- 2 座長が必要と認めるときは、別表の委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、中国地方整備局企画部企画課に置く。

### (雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は有識者会議において定める。

### 附 則

第1条 この会則は、平成27年11月27日から施行する。

## 中国ブロックにおける社会資本整備重点計画有識者会議 委員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属	役 職
新井 直樹	鳥取環境大学経営学部経営学科	准教授
磯部 美津子	島根県立大学	名誉教授
江里 美代子	日本赤十字社岡山県支部	参事
沖 陽子	岡山大学	副学長
木村 ひろみ	畜産農家	
作野 広和	島根大学教育学部共生社会教育講座	教授
佐藤 豊信	岡山商科大学大学院経済学研究科	教授
さとう みどり	(株) ハーストーリィプラス	代表取締役
戸田 常一	広島大学大学院社会科学部研究科	教授
西河 葉子	倉吉市地域おこし協力隊員「関金温泉若女将」	
藤原 章正	広島大学大学院国際協力研究科	教授
古瀬 誠	(株) 山陰合同銀行	特別顧問
◎三浦 房紀	山口大学	副学長
宮原 孝明	日本放送協会広島放送局	放送部長
山田 知子	比治山大学現代文化学部 マスコミュニケーション学科	教授

◎：座長